

【第8回】

2023年8月25日に、当事務所主催 独占禁止法プラクティス・グループ [独禁法セミナー 第8回] を開催いたしました。

テーマ：押さえておきたい最新の独禁法・下請法運用のトレンド
～令和4年度の公正取引委員会による独禁法・下請法
運用状況等の公表資料を踏まえて～

講師：南部 利之

(元公正取引委員会事務総局審査局長、当事務所アドバイザー、
独占禁止法プラクティス・グループ・アドバイザー)

進行・質疑対応：向 宣明

(当事務所パートナー弁護士、
独占禁止法プラクティス・グループ・リーダー)

桃尾・松尾・難波法律事務所主催
独占禁止法プラクティス・グループ[独禁法セミナー 第8回]

押さえておきたい最新の独禁法・下請法運用のトレンド

～令和4年度の公正取引委員会による独禁法・下請法
運用状況等の公表資料を踏まえて～

丸ビルカンファレンス(Room4)
2023年(令和5年)8月25日(金)14:00～

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー 南部 利之



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

厳正な法執行 「エンフォースメント」

● 違反事件審査

- 独禁法違反行為に対する機動的かつ効果的な法執行
- 下請法違反行為に対する簡易・迅速な処理

● 企業結合審査

- ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査

競争環境の整備 「アドボカシー(競争唱導)」

● 実態調査

● 規制改革・取引慣行の改善に関する提言

- ガイドラインの策定 法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止・企業のコンプライアンスの向上

● 効果的な広報 等

【独禁法47条(調査のための強制処分)】

【下請法9条(報告及び検査)】

【独禁法43条(必要な事項の公表)】

【独禁法40条(調査のための強制権限)】

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を通じた企業の活力向上、消費者の効用拡大及びイノベーションの活性化を図るため、所管法令の厳正かつ的確な執行により違反行為を排除して競争を回復させる「エンフォースメント」と、競争環境を整備するために取引慣行の改善や規制・制度の見直しを提言する「アドボカシー」(唱導)を車の両輪として取り組んでいる。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

(注) 赤字は講師が挿入したもの

I 厳正かつ実効性のある 独占禁止法の運用

- 悪質な競争制限行為である価格カルテル・入札談合等への厳正な対処
- 社会的ニーズに対応した多様な事件（規制改革・デジタル分野等における妨害行為等）への積極的な対処
- 変化の速いデジタル分野における事案について、機動的な対処
- 企業結合審査の迅速かつ的確な実施

II 中小企業に不当に不利益を 与える行為の取締り強化

- 優越的地位の濫用や不当廉売等の中小企業に不当に不利益を与える不公正な取引に対する厳正かつ効果的な対応
- 適正な価格転嫁の実現に向けた取引公正化のための取組の推進
- インボイス制度の導入に係る対応

III 競争環境の整備

- 社会経済情勢等を踏まえ、公正かつ自由な競争の一層の促進が求められる分野（規制改革・デジタル分野等）についての調査・提言
- ガイドラインの整備や事業者等からの事前相談への対応、講習会の開催による事業者等による違反行為の自主的な予防の推進

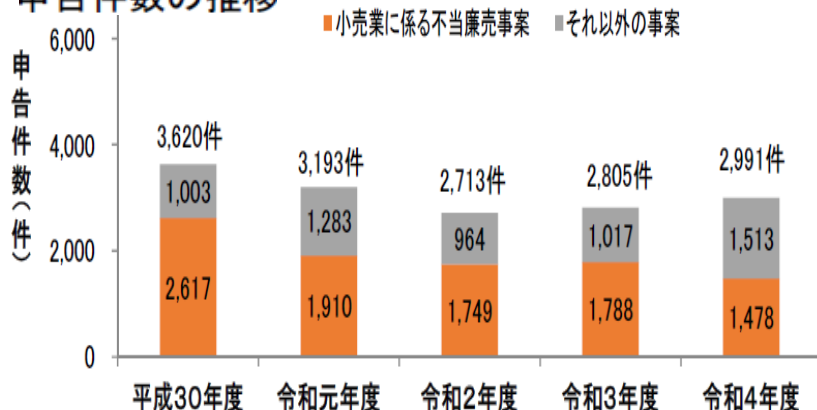
IV 競争政策の運営基盤の強化

- 法執行及び競争政策運営を支える人材の量的・質的充実
- 競争政策研究センター及び外部専門家の積極的活用を通じた専門的知識・分析能力の向上
- 国際会議における積極的な貢献、意見交換や技術支援等を通じた二国間関係等の強化、情報発信の拡充
- 公正取引委員会から発信する情報の拡充、国民各層とのコミュニケーションの充実

1. 「令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(令和5年6月1日)などを踏まえて

事件端緒の状況

申告件数の推移



課徴金減免制度と調査協力減算制度

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率 (課徴金減免制度)	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	適用される減免率
前	1位	全額免除	+最大40%	全額免除
	2位	20%		最大60%
	3～5位	10%		最大50%
	6位以下	5%		最大45%
後	最大3社 (調査開始日前を含め最大5社まで)	10%	+最大20%	最大30%
	上記以下	5%		最大25%

課徴金減免申請件数の推移

(単位: 件)

年度	H30	R元	R2	R3	R4	累計 (注12)
申請件数	72	73	33	52	22	1,417

(注12) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和5年3月末までの件数の累計。

調査協力減算制度の適用状況

(単位: 件、事業者数)

年度	H30	R元	R2	R3	R4	累計
調査協力減算制度が適用された法的措置件数	—	—	0	0	2	2
調査協力減算制度が適用された事業者数	—	—	0	0	4	4

(注) 令和2年12月25日以降に減免申請を行った事業者に対して調査協力減算制度が適用される。

- 減算率は3つの「評価における考慮要素」(①具体的かつ詳細, ②網羅的, ③裏付け)を満たした個数に応じた3段階(高い, 中程度, 低い)で定められる。

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い (全ての要素を満たす)
20%	10%	中程度である (二つの要素を満たす)
10%	5%	低い (一つの要素を満たす)

- 調査期間を通じた協力の内容が減算率に反映されることは、報告等事業者にとっても有益と考えられることから、公正取引委員会は、報告等事業者に対し、通常、上限及び下限についての合意の求めを行うこととなる(「調査協力減算制度の運用方針」)。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

◆ 調査協力減算制度の適用について【令和5年(納)第1号 課徴金納付命令書(抜粋)】

2 課徴金の計算の基礎

(3) ○○は、公正取引委員会との間で、独占禁止法第7条の5第1項の規定に基づき、別添2合意書(抜粋)のとおり合意し、同合意書第1条に掲げる行為を行った。したがって、○○が、独占禁止法第7条の5第3項の規定により、合意の内容に応じ、独占禁止法第7条の4第3項の規定により減額を受ける額に加えて減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の20を乗じて得た額となる。

合意書(抜粋)

公正取引委員会及び○○(以下「報告等事業者」という。)は、令和3年(査)第7号独立行政法人国立病院機構本部が発注する「九州エリア」に所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者に対する件(以下「本件事件」という。)について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「法」という。)第7条の5第1項の規定による協議を行った上で、次のとおり同項の規定による合意(以下「本件合意」という。)をする。

(報告等事業者による行為)

第1条 報告等事業者は次に掲げる行為をするものとする。

一 法第7条の4第3項第1号に規定する事実の報告及び資料の提出により得られた事実又は資料に関し、**公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査(以下「検査」という。)の承諾その他の行為**を行うこと。

二 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、**公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為**を行うこと。

三 本件合意後、本件事件についての**新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。**

四 前号に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、**公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為**を行うこと。

2 報告等事業者は、前項第1号、第2号又は第4号の公正取引委員会の求めの際に**公正取引委員会が定める履行期限までに同各号に掲げる行為を履行するものとする。**

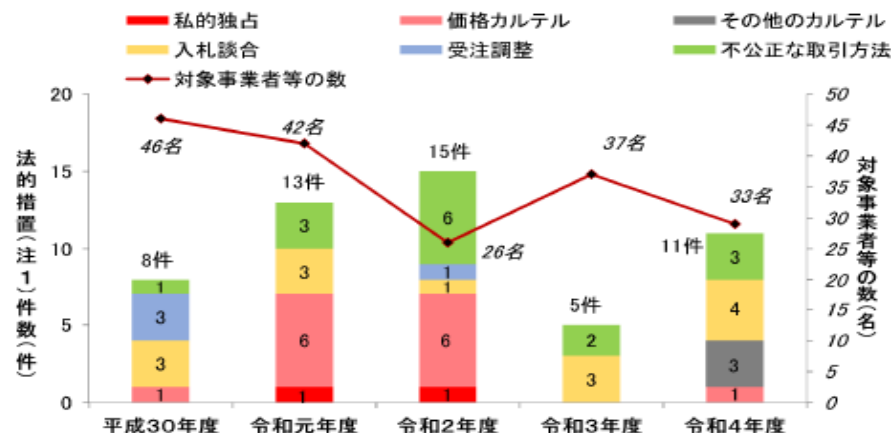
(公正取引委員会による行為)

第2条 公正取引委員会は、**百分の五から百分の二十までの範囲内において**、公正取引委員会が、別紙に基づき、事件の真相の解明に資する程度を評価して決定する法第7条の5第2項第2号に規定する評価後割合を乗じて得た額を、法第7条の2及び法第7条の3の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。

(略)

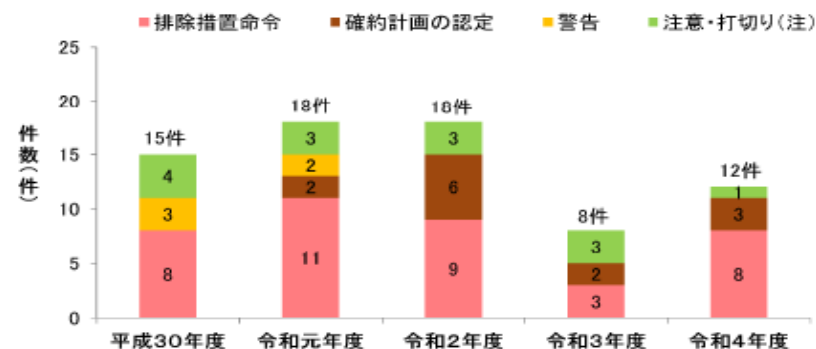
◆法的措置11件（排除措置命令8件、確約計画の認定3件）

【法的措置（注1）件数等の推移】



- (注1) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。
- (注2) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。
- (注3) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

【排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移】



(注) 事案の概要を公表したものに限り。

◆課徴金額約1019.8億円（過去最高）

課徴金額等の推移

年度	30	元	2	3	4
課徴金納付命令					
課徴金額（億円）	2.6	692.7	43.2	21.8	1019.8
対象事業者数（名）	18	37	4	31	21

(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

◆検事総長への告発1件

◆事業者による自発的な措置1件



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

(1) 令和4年度における処理状況

ア 排除措置命令及び課徴金納付命令

(排除措置命令8件(入札談合:4件、価格カルテル:1件、その他のカルテル:3件))

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 対象事業者 の数(注)	違反法条	排除措置 命令年月日
1	4 (措) 4	広島県が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件	広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	4234万円 (2868万円 ～643万円)	6	第3条後 段	4.10.6
2	4 (措) 5	広島市が発注するコンピュータ機器の入札参加業者らに対する件	広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1448万円 (340万円 ～174万円)	11	第3条後 段	4.10.6
3	4 (措) 6	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件	愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1億2134万円	1	第3条後 段	4.10.17
4	4 (措) 7	炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らに対する件	炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らが、共同して販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた。	1億4966万円 (1億1440万円 ～3526万円)	2	第3条後 段	4.12.15

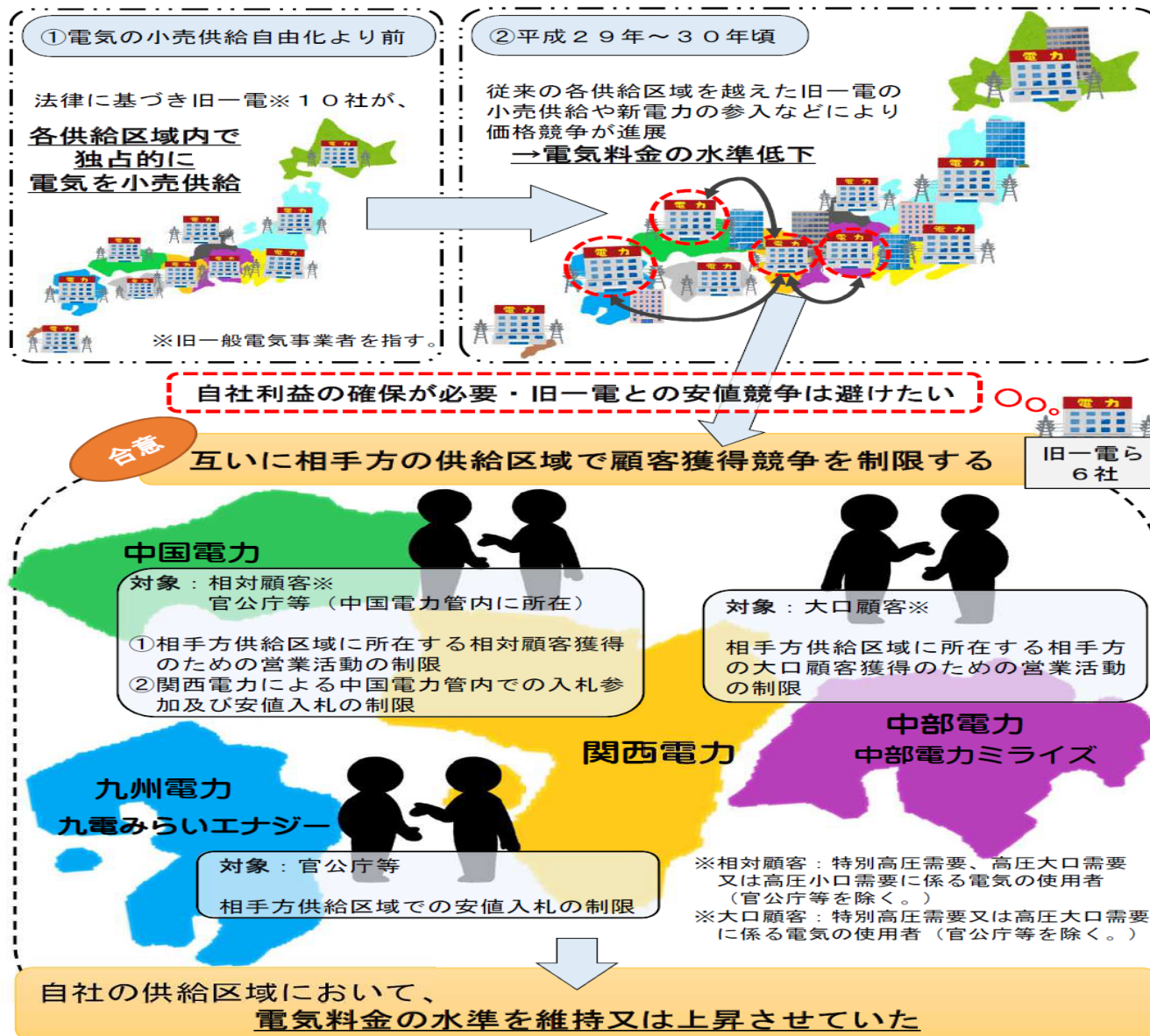
(注)排除措置命令を行っていない課徴金納付命令対象事業者を含む。



5	5 (措) 1	独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件	独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	6億2728万円 (1億9119万円 ～5077万円)	5	第3条後 段	5.3.24
6	5 (措) 2	旧一般電気事業者らに対する件	中部電力㈱、中部電力ミライズ㈱及び関西電力㈱が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた。	275億5590万円 (201億8338万円 ～73億7252万円)	2	第3条後 段	5.3.30
7	5 (措) 3	旧一般電気事業者に対する件	中国電力㈱及び関西電力㈱が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力㈱にあっては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた。	707億1586万円	1	第3条後 段	5.3.30
8	5 (措) 4	旧一般電気事業者らに対する件	九州電力㈱、九電みらいエナジー㈱及び関西電力㈱が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。	27億6223万円	2	第3条後 段	5.3.30
合 計				1019億8909万円	30		



「旧一般電気事業者らに対する件」の概要



1 中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	中部電力株式会社 (3180001017428)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 林 欣吾	— 201億8338万円	—	—	—
2	中部電力ミライズ株式会社 (2180001135973)	名古屋市東区東新町1番地	代表取締役 大谷 真哉	○ 73億7252万円	—	—	—
3	関西電力株式会社 (3120001059632)	大阪市北区中之島3丁目6番16号	代表執行役 森 望	— —	免除	免除	—
合計				1社 275億5590万円			

2 中国電力管内又は関西電力管内に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	中国電力株式会社 (4240001006753)	広島市中区小町4番33号	代表取締役 瀬本 夏彦	○ 707億1586万円	—	—	—
2	関西電力株式会社 (3120001059632)	大阪市北区中之島3丁目6番16号	代表執行役 森 望	— —	免除	免除	—
合計				1社 707億1586万円			

3 九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	九州電力株式会社 (4290001007004)	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	代表取締役 池辺 和弘	○ 27億6223万円	30%	10% (注5)	20%
2	九電みらいエナジー株式会社 (7290001036116)	福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGビル	代表取締役 水町 豊	○ —	—	— (注5) (注6)	—
3	関西電力株式会社 (3120001059632)	大阪市北区中之島3丁目6番16号	代表執行役 森 望	— —	免除	免除	—
合計				2社 27億6223万円			

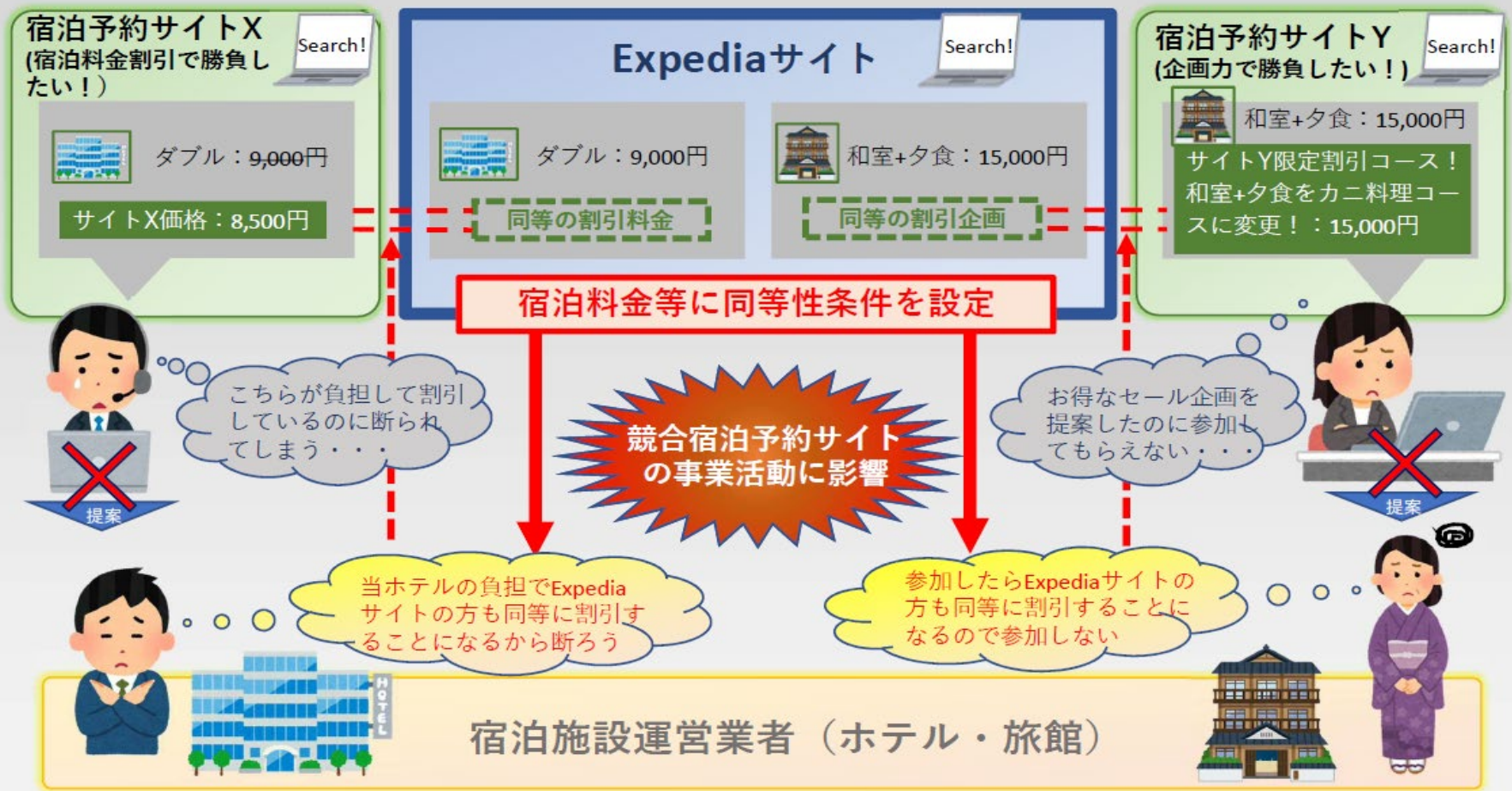
(注5)九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社は、共同して、課徴金減免申請を行った者である。
(注6)課徴金減免申請を行った者であるが、令和元年改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額(課徴金の算定の基礎となる売上額)が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象となっていない。



イ 確約計画の認定

(3件(再販売価格の拘束：1件、拘束条件付取引：1件、競争者に対する取引妨害：1件))

違反被疑行為	件名	概要
再販売価格の拘束	(株)一蘭に対する件 (令和4年5月確約計画の認定)	(株)一蘭(以下「一蘭」という。)は、同社が販売する即席めん等(以下「一蘭の即席めん等」という。)に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で(以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。)、当該商品が小売業者において販売される態様(同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。)にかかわらず (1) 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に (2) 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に 当該商品をそれぞれ供給している。
拘束条件付取引	エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サールに対する件 (令和4年6月確約計画の認定)	エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サール(以下「エクスペディア」という。)は、自社の企業グループに属する事業者が運営する「Expedia」と称する宿泊予約サイト(以下「Expediaサイト」という。)に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者(以下「宿泊施設運営業者」という。)との間で締結し、又は自社の企業グループに属する事業者をして締結させる契約において、Expediaサイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件(ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。)を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアホールディングス(株)をして要請させている。
競争者に対する取引妨害	(株)サイネックス及び(株)スマートバリューに対する件 (令和4年6月確約計画の認定)	(株)サイネックス及び(株)スマートバリュー(以下「2社」という。)は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務(以下「本件業務」という。)の発注を検討している市町村及び特別区(以下「市町村等」という。)に対してそれぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム(以下「CMS」という。)について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。



○ エクスぺディアによる宿泊料金の**ナロー同等性条件**(注)に係る行為に対する今後の対応

公正取引委員会は、エクスぺディアが宿泊施設運営業者との間で締結し...ている契約において定めている**宿泊料金のナロー同等性条件**について、**当該宿泊施設運営業者によって必ずしも遵守されていない現状**から、確約手続による処理の対象としなかった。しかしながら、今後、エクスぺディアにおける宿泊料金のナロー同等性条件の運用によっては、独占禁止法上の問題が生じる場合もあり得るため、公正取引委員会は、引き続き、...宿泊料金のナロー同等性条件が宿泊予約サイトの運営業者間の競争に与える影響を注視していくとともに、独占禁止法上の問題が認められる場合には厳正に対処することとする。

(注) 同等性を求める対象を自社ウェブサイト等の販売経路で提示される宿泊料金等に限定するのが**ナロー同等性条件**。そのような限定なく、全ての販売経路で提示される宿泊料金等との同等性を求めるのが**ワイド同等性条件**。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

ウ 自発的な措置に関する公表
(1件(優越的地位の濫用))

行為類型	件名	概要
優越的地位の濫用	(株)セブン-イレブン・ジャパンによる対応について (令和4年12月事案の概要を公表)	公正取引委員会は、(株)セブン-イレブン・ジャパンによるプライベート・ブランド製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収について、同社の取引先が下請法上の勧告を受けたことを踏まえ、優越的地位の濫用の観点からみた問題の有無について事実確認するため資料を求めるなどしたところ、同社から、当該徴収を取りやめ、徴収していた取引先に対して、その旨を通知するなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったため、これ以上の対応は行わないこととした旨を公表した。

(注)取引先事業者の下請法違反の勧告:R4.9.9 本件の公表:R4.12.22

令和4年度刑事告発事例

件名	内容	関係法条	告発年月日
株式会社電通グループほか11名(6社、個人6名)及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名	6社等は、平成30年2月頃から同年7月頃までの間、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることがされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約について、6社等の受注希望等を考慮して受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って前記契約についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって被告発会社6社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	R5.2.28



優越的地位の濫用行為への取組

違反行為への厳正かつ効果的な対処（違反事件の処理）

公正取引委員会では、従来、優越的地位の濫用行為に係る情報に接した場合には、独占禁止法違反事件として厳正に対処しており、最近の10年間（平成25年度～令和4年度）において、5件の法的措置^{（注）}及び3件の警告を行っている。

また、優越的地位の濫用行為を未然に防止する観点から、優越的地位の濫用行為に係る事件について効率的かつ効果的に調査を行うため、平成21年に審査局内に「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、濫用行為の抑止・早期是正に努めている。令和4年度においては、インボイス制度に関連した優越的地位の濫用行為に係る事件など55件の注意を行った。

（注1）法的措置には確約計画の認定を含む。

（注2）令和5年度（令和5年4月6日）にも、確約計画の認定事案1件を公表（株式会社ダイコクに対する件）

（年度別優越的地位濫用注意件数）

（単位：件）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	58	49	51	48	49	56	29	47	46	55

➤ インボイス制度に関連した注意事例

- ◆ イラストレーション制作業を営むA社は、経過措置^{（注）}により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、業務委託先イラストレーターに対し、インボイス制度の実施後も課税事業者へ転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税率である10パーセント相当額を取引価格から引き下げると一方的に通知していた。

（注） 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は仕入税額相当額の8割、その後3年間は同5割の控除ができることとされている。



ダイコク

- 近畿地方を中心に全国で「ダイコクドラッグ」と称する店舗を展開
- インバウンド需要をターゲットとした店舗展開
- 近畿地方のドラッグストア市場における売上高が上位

令和2年3月頃の背景事情

新型コロナウイルス
感染症の流行による
インバウンド需要の
減少

多くの店舗を閉店
膨大な量の在庫

納入業者への
返品を決定

優越的地位の
濫用の疑い

違反被疑行為

返品

売れ残り商品等の返品

- ・ 納入業者の責めに帰すべき事由がなかった
- ・ 納入業者との合意により返品の条件を明確に定めていなかった
- ・ 納入業者の同意を得たが、返品により通常生ずべき損失を負担していなかった
- ・ 納入業者から返品を受けたい旨の申出がなかった

従業員等の派遣の要請

閉店店舗等における返品作業等の要請

- ・ あらかじめ派遣の条件について合意していなかった
- ・ 派遣のために必要な費用を負担しなかった

納入業者

- ダイコクに対する取引依存度が大きい
- ダイコクとの取引継続を希望
- 他の事業者との取引拡大等によりダイコクとの取引と同等の売上高の確保が困難

独占禁止法上の考え方

- 買取取引において、取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、当該納入業者に対して、当該納入業者の責めに帰すべき事由がない場合に商品返品すること、又は当該納入業者の従業員等を派遣させて本来自らが行うべき業務を行わせることは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けたものであったとしても、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。
- 買取取引において、取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担しない場合は、あらかじめ当該納入業者の同意を得ていたとしても、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。

ダイコクが確約計画を作成

- ① 違反被疑行為を取りやめていることの確認等
- ② 納入業者への通知・従業員への周知
- ③ 納入業者への返金（金銭的価値の回復）
- ④ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑤ コンプライアンス体制の整備
- ⑥ 履行状況の報告

（公正取引委員会）
通知

（ダイコク）
申請

公正取引委員会の認定

確約計画の認定要件

措置内容の十分性

- ・ 近時の独占禁止法第19条違反事案の措置内容を全て含む
- ・ 金銭的価値の回復措置（約80社に総額約7億5000万円の返金）
→ 納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
→ 違反被疑行為の再発防止につながる

措置実施の確実性

- ・ 措置の内容ごとに実施期限を設定
- ・ 措置の履行状況の報告を実施

不当廉売への取組

- 酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告は、原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

(単位:件)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
酒類	22	63	9	29	37
石油製品	194	162	115	206	151
家電製品	0	2	0	1	0
その他	11	8	12	8	4
合計	227	235	136	244	192

- 「ガソリン等の流通における不当廉売, 差別対価等への対応について」の改定(令和4年11月11日)も踏まえた実効性のある事件処理
 - ・ 複数の給油所を運営している事業者が繰り返し注意を受けていた事案において、本社の責任者に対して注意
 - ・ 繰り返し注意を受けていた事業者に対してその後の販売価格、仕入価格等について報告を求めるフォローアップ調査を実施



2. 「令和4年度における下請法の運用状況 及び中小事業者等の取引公正化に向けた取 組」(令和5年5月30日)などを踏まえて

下請法の概要

下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額等の親事業者の不当な行為を禁止している。

1 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

- （1）物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成委託（プログラム作成に係るもの）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

親事業者

下請事業者

資本金3億円超

資本金3億円以下（個人含む。）

資本金1千万円超3億円以下

資本金1千万円以下（個人含む。）

- （2）情報成果物作成（プログラム作成に係るものを除く。）
・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く。）

親事業者

下請事業者

資本金5千万円超

資本金5千万円以下（個人含む。）

資本金1千万円超5千万円以下

資本金1千万円以下（個人含む。）

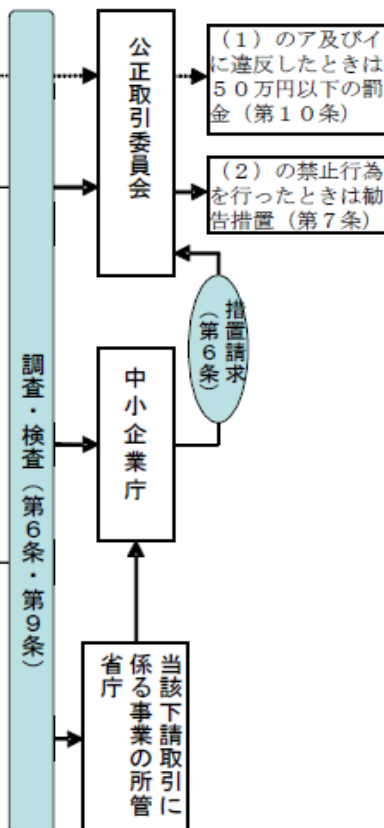
3 親事業者の義務及び禁止行為並びに排除措置

（1）義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

（2）禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったときの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 購入強制・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



相談対応の強化

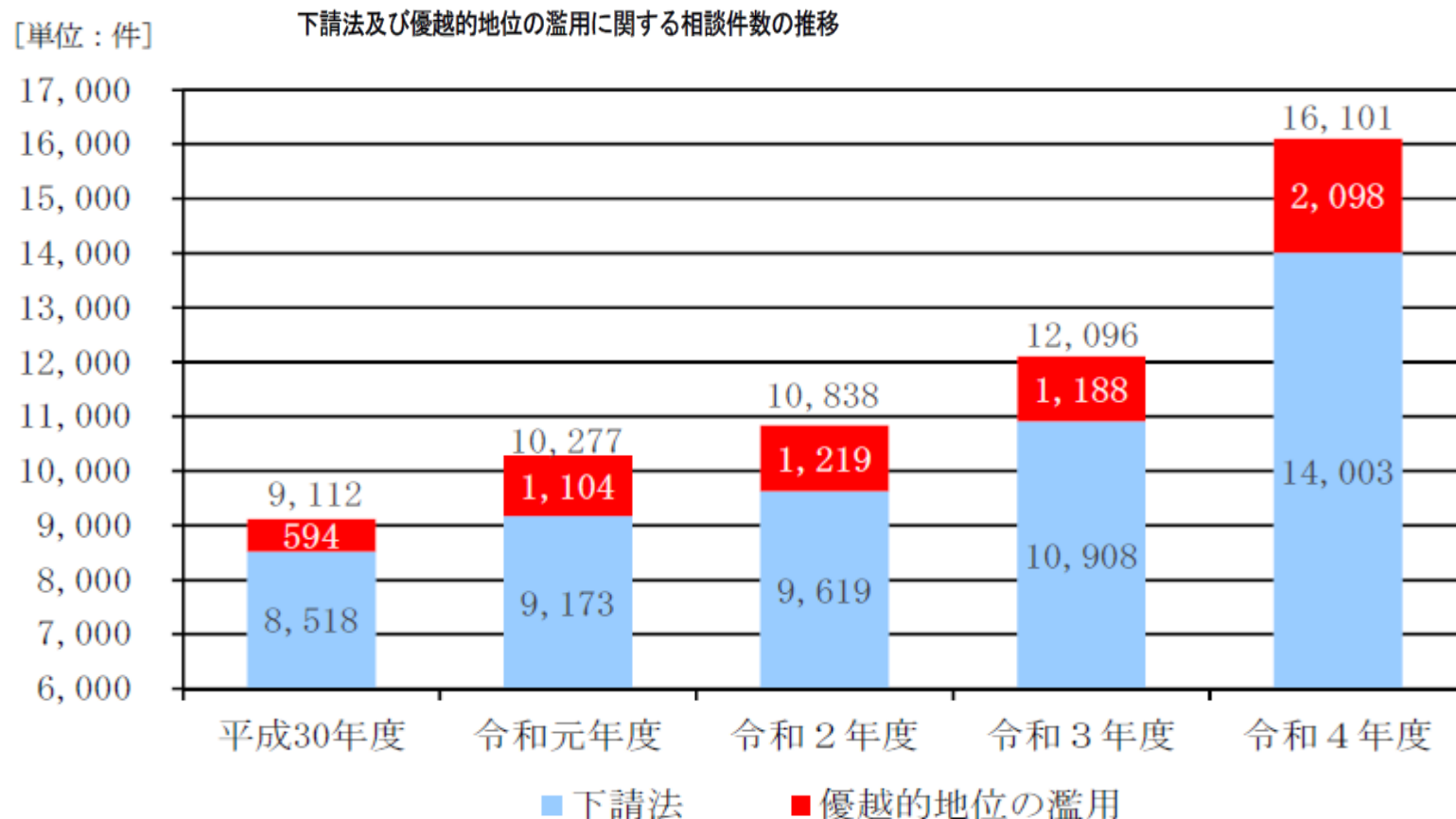
公正取引委員会では、相談窓口において、下請法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和4年度においては、下請法に関する相談が14,003件、優越的地位の濫用に関する相談が2,098件の合計16,101件の相談に対応した。また、令和3年9月8日、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置し、当該相談窓口ではフリーダイヤル経由で電話相談に対応した。

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

(不当な下請取引) — ゼ ロ ゼロ — 1 1 0 番
電話番号 0 1 2 0 - 0 6 0 - 1 1 0

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。
※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】10:00～17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

事件端緒の状況

定期調査の実施

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者に対して、定期的な調査を実施することにより、違反行為の発見に努めている。

令和4年度における定期調査は、親事業者70,000名に実施し、当該親事業者と取引のある下請事業者300,000名を対象に実施した。

第1表 定期調査の状況

年 度	親事業者調査(名)	下請事業者調査(名)
令和2年度	60,000	300,000
製造委託等	36,128	196,879
役務委託等	23,872	103,121
令和3年度	65,000	300,000
製造委託等	37,280	169,318
役務委託等	27,720	130,682
令和4年度	70,000	300,000
製造委託等	37,993	176,799
役務委託等	32,007	123,201

「違反行為情報提供フォーム」

(買ったきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム)

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

令和4年度に公取委に対し、518件の情報提供

事件着手に至った申告の件数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
141	155	101	94	79

自発的申出が勧告するまでの必要はないとして取り扱われるための要件

- 1 公取委の調査着手前に当該違反行為を自発的に申し出る。
- 2 当該違反行為を既に取りやめている。
- 3 下請事業者に与えた不利益回復のために必要な措置(下請代金減額事案であれば、減じていた額の少なくとも過去1年間分の返還)を既に講じている。
- 4 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- 5 当該違反行為について公取委が行う調査及び指導に全面的に協力する。

自発的な申出の件数

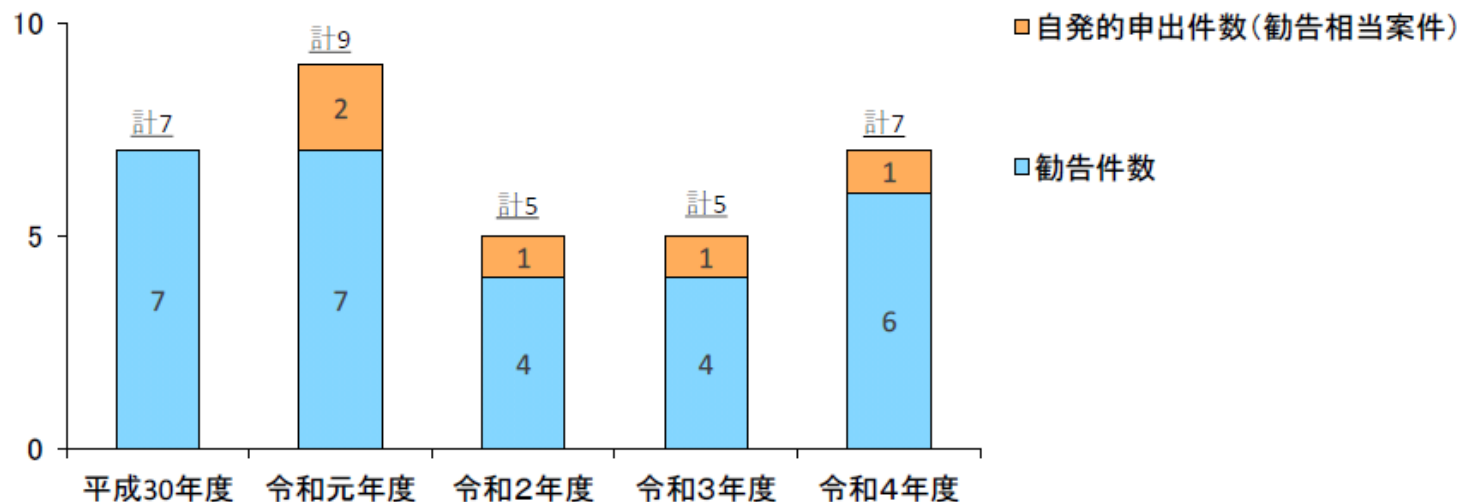
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
73	78	24	32	23



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

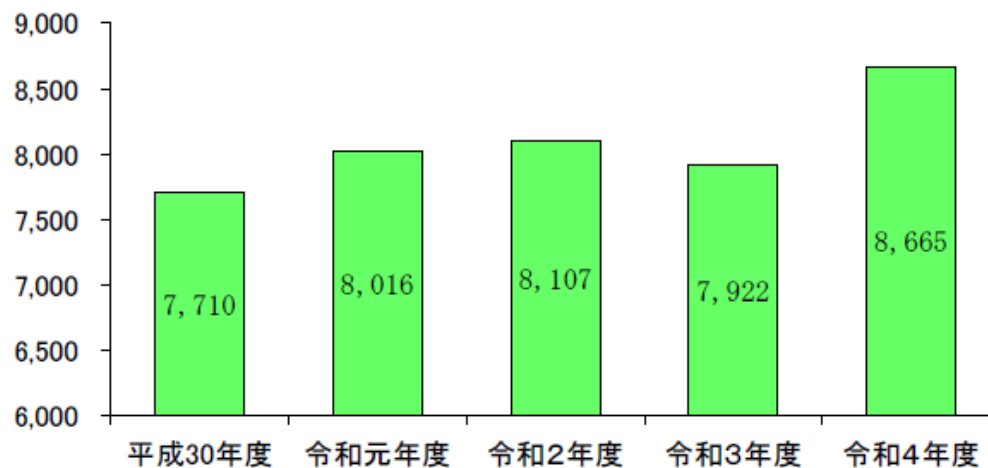
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位: 件]



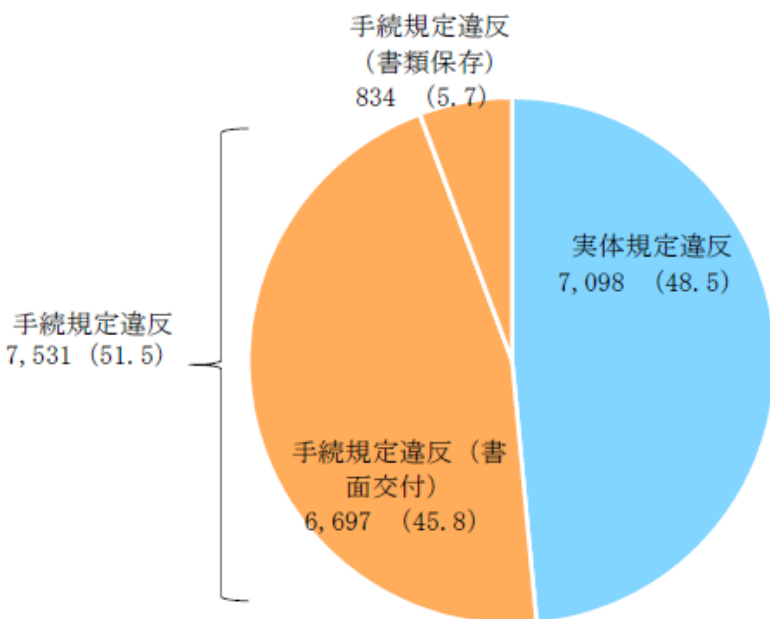
指導件数の推移

[単位: 件]



類型別件数（14,629件）の内訳

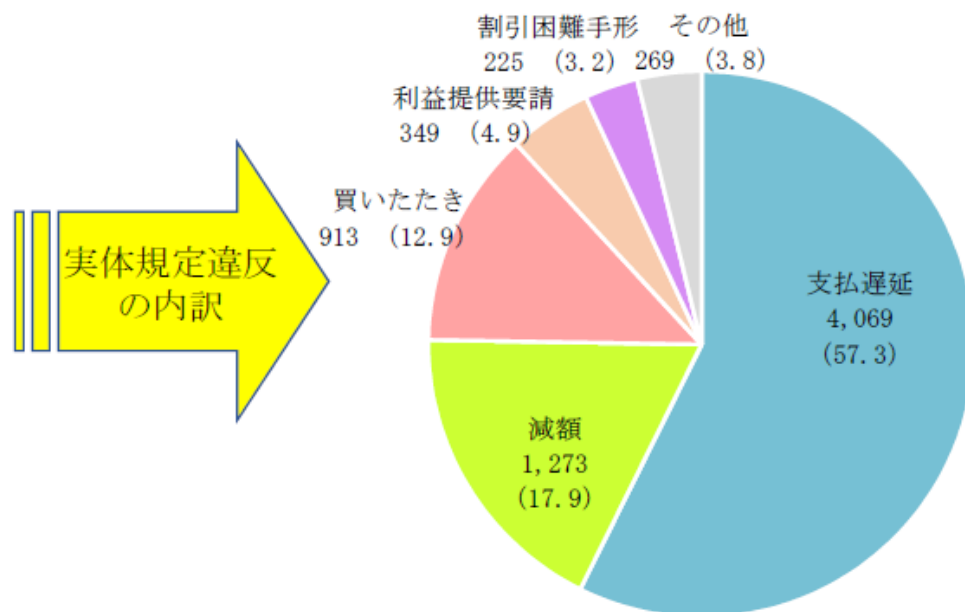
[単位: 件、(%)]



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、4頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

実体規定違反件数（7,098件）の行為類型別内訳

[単位: 件、(%)]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。



令和4年度における勧告事件(1)

㈱エスアイシステムに対する件（令和4年9月9日）	
親事業者	㈱エスアイシステム（本社 東京都）
事業内容	食料品及び飲料品の卸売等
下請取引の内容	㈱セブンイレブン・ジャパン及び同社がフランチャイズ・システム本部の機能を有するフランチャイズチェーンに加盟する事業者等に対して販売する食料品及び飲料品の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「写真代」 ^{（注）} を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（令和元年11月～令和2年12月）。
減額金額	下請事業者46名に対し、総額3628万847円 【勧告前に返還済み】

（注）エスアイシステムは、同社がセブンイレブン店舗に販売する商品について、セブンイレブン・ジャパンから同店舗に配信する「商品案内」を作成する費用を請求されており、その全額を「写真代」と称して、下請事業者に支払うべき下請代金の額から減じていたもの。

岡野バルブ製造㈱に対する件（令和5年3月16日）	
親事業者	岡野バルブ製造㈱（本社 北九州市）
事業内容	発電用バルブ ^{（注）} の製造、保守等
下請取引の内容	自社が販売する発電用バルブの部品の製造
違反行為の概要 （期間）	【不当な経済上の利益提供要請（第4条第2項第3号）】 下請事業者に対し、自社が所有する木型及び金型（以下「木型等」という。）を貸与していたところ、当該木型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に木型等を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（遅くとも令和3年8月1日～令和4年12月6日）。
保管させていた 木型等の数	下請事業者9名に対し、木型等合計330個分（総額は未確定）

廣川㈱に対する件（令和5年3月8日）	
親事業者	廣川㈱（本社 大阪市）
事業内容	包装資材、販売促進用商品等の卸売等
下請取引の内容	ア 食品製造業者等に販売する包装資材等又は食品製造業者等から製造を請け負う包装資材、販売促進用商品等の製造 イ 食品製造業者等から作成を請け負う印刷物等のデザインの作成
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（令和3年9月～令和4年10月）。 ア 「歩引」 ^{（注1）} の額 イ 「でんさい手数料」 ^{（注2）} の額 ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、廣川が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額
減額金額	下請事業者87名に対し、総額1323万6486円 【勧告前に返還済み】

（注1）廣川は、下請代金を現金で支払う際に、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を「歩引」と称して差し引いて支払っていた。

（注2）廣川は、下請代金を電子記録債権で支払う際に、廣川が金融機関に支払う電子記録債権の発生記録請求に係る手数料に相当する額を「でんさい手数料」と称して差し引いて支払っていた。

令和4年度における勧告事件(2)

㈱キャメル珈琲に対する件（令和5年3月17日）	
親事業者	㈱キャメル珈琲（本社 東京都）
事業内容	「カルディコーヒーファーム」と称する店舗等での食品等の販売等
下請取引の内容	消費者等に販売する食品等の製造
違反行為の概要（期間）	①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 オンラインストアで販売した商品の下請代金を支払う際に、「センターフィー」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（令和3年5月～令和4年12月）^{（注）}。 ②【返品（第4条第1項第4号）】 ア 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた（令和3年5月～令和4年7月）。 イ 一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。 ③【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】 前記②の返品をするに当たり生じる人件費や保管費等の諸経費の一部を確保するため、「契約不適合商品処理負担金」を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（令和3年5月～令和4年7月）。
金額	①下請代金の減額 下請事業者58名に対し、総額748万4506円 【勧告前に返還済み】 ②返品 下請事業者49名に対し、総額305万3210円 【前記②アについて、勧告前に返還済み】 ③不当な経済上の利益の提供要請 下請事業者46名に対し、総額313万160円 【勧告前に返還済み】

（注）勧告時点で取りやめていない。

工機ホールディングス㈱に対する件（令和5年3月27日）	
親事業者	工機ホールディングス㈱（本社 東京都）
事業内容	電動工具の販売等
下請取引の内容	電動工具向けホースカバーセットの製造
違反行為の概要（期間）	【買ったとき（第4条第1項第5号）】 原材料価格の上昇等を背景として単価引上げを求める下請事業者に対して、実際には具体的な単価引上げの計画などなかったにもかかわらず、今後、段階的に単価を引き上げる旨を伝え、その言動を信頼した下請事業者に、下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めていた。
金額	下請事業者1名に対し、302万9268円（下請事業者が提示した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額）【勧告前に返還済み】

㈱ナフコに対する件（令和5年3月29日）	
親事業者	㈱ナフコ（本社 北九州市）
事業内容	日用雑貨品、家具等の販売
下請取引の内容	消費者に販売する日用雑貨品、家具等の製造
違反行為の概要（期間）	【返品（第4条第1項第4号）】 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた（令和3年2月～令和4年12月）。
金額	下請事業者181名に対し、総額4042万6744円

1 買ったたきに関連するもの

- ① 港湾運送業務を下請事業者へ委託している運送会社は、エネルギーコスト等が高騰したことを理由として、下請事業者から取引価格の引上げを求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。

- ② 食品等の製造を下請事業者へ委託している食品製造会社は、原材料価格等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。

2 フリーランスに関連するもの

- ① 広告デザインの作成等を個人事業主の下請事業者へ委託している広告会社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者へ交付すべき書面を交付していなかった。

このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

- ② ホームページのデザインの作成を個人事業主の下請事業者へ委託しているホームページ制作会社は、下請事業者へ作成を委託したデザインを受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

このような行為は、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。

3 金型に関連するもの

自社が販売する発電用バルブの部品の製造を下請事業者へ委託している発電用バルブ製造会社は、自社が所有する木型及び金型（以下「木型等」という。）を貸与していたところ、当該木型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者へ木型等を無償で保管させていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するものである。



- 公正取引委員会は、令和3年9月、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。同年11月、現下の経済状況に適切に対応しつつ、取引の公正化をより一層推進する観点から、アクションプランを改定。
- 公正取引委員会は、令和3年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。
- 公正取引委員会は、今後も引き続き、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法・下請法違反行為に対して厳正に対処していく。

①独占禁止法の執行強化

- 1 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査
 - ・ 調査対象業種の選定【令和4年3月実施済】
 - ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年内目途】
- 2 大企業とスタートアップとの取引に関する調査
 - ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年内目途】
- 3 荷主と物流事業者との取引に関する調査
 - ・ 立入調査、荷主への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月まで】
- 4 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】
- 5 公正取引委員会の体制強化・独占禁止法の適用の明確化
 - ・ 優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設【令和4年2月実施済】
 - ・ 独占禁止法Q&Aの公表【令和4年2月実施済】

②下請法の執行強化

- 1 買ったときの解釈の明確化
 - ・ 下請法運用基準の改正【令和4年1月実施済】
 - ・ 下請法Q&Aの公表【令和4年1月実施済】
 - ・ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用、オンライン相談会の実施【継続実施】

(不当な下請取引) ゼロゼロ 110番
電話番号 0120-060-110
【受付時間】 10:00-17:00
 (土日祝日・年末年始を除く。)
- 2 買ったときに対する取締り強化
 - ・ 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】
 - ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【速やかに運用開始】
- 3 下請取引の監督強化のための情報システムの構築【令和4年内に運用開始】
- 4 ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査【令和4年6月目途に調査結果を取りまとめ】
- 5 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化【継続実施】

③価格転嫁円滑化スキーム

- ・ 関係省庁からの情報提供・要請の受付、違反行為情報提供フォームの運用【継続実施】
- ・ 業種別状況等についての報告書の取りまとめ、事業所管省庁との連名による事業者団体に対する法遵守状況の自主点検の要請、重点立入調査（3業種）【令和4年6月までに報告書を取りまとめ、その後、自主点検の要請や重点立入調査を実施】

【改正後の下請法運用基準の概要】

- 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。
- ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

- 公正取引委員会は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえ、下請法運用基準を改正し（令和4年1月26日）、また、独占禁止法Q&Aを改正（令和4年2月16日）。令和4年6月、独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案に関する実態を把握するため、緊急調査を実施。

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(抄)

第4 親事業者の禁止行為

5 買ったたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20 (抜粋)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。



独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査

- 令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求めた。この結果、1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在した。
- 令和4年8月、上記発注者4,573社、さらに、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、発注者合計30,000社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁状況等について回答を求めた。
- 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査（注）を306件実施（注：任意の立入調査であり、事件審査で通常行っている独占禁止法第47条に基づく立入検査とは異なる。）。
- 令和4年9月以降、上記の発注者4,573社の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、①名前を挙げた受注者の数、②過去の下請法違反歴の有無、③受注者からの具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、立入調査、報告命令等も含めたより詳細な個別調査を実施（※対象：令和3年9月～令和4年8月に行われた取引）。

- 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）抄
 - 中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める。
 - 具体的には、公正取引委員会等の執行体制を強化するとともに、転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、独占禁止法に基づき企業名を公表する。また、独占禁止法や下請代金法上問題となる事案については、命令・警告・勧告など、これまで以上に厳正な執行を行う。

○ 独占禁止法Q&Aの①又は②に該当する行為が認められた発注者4,030社に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付するとともに、多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が認められた13社について、独占禁止法第43条の規定に基づき、事業者名を公表（令和4年12月27日）。



○業種ごとの注意喚起文書の送付件数

- 独占禁止法 Q & A の「1」又は「2」に該当する行為が認められた発注者 4,030 社に対し、注意喚起文書を送付したところ、業種ごとの送付件数は下表のとおり。
- 一定数以上の発注者から回答が得られている業種のうち、回答者数に占める注意喚起文書の送付件数の割合が高い業種は、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、放送業、不動産取引業及び輸送用機械器具製造業（下表黄色箇所参照）。

対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数
道路貨物運送業	278	不動産取引業	120	廃棄物処理業	71
不動産賃貸業・管理業	225	金属製品製造業	114	電気機械器具製造業	68
機械器具卸売業	210	広告業	112	飲食店	57
機械器具小売業	193	飲食料品小売業	112	はん用機械器具製造業	53
協同組合	192	生産用機械器具製造業	107	窯業・土石製品製造業	46
総合工事業	149	食料品製造業	105	運輸に附帯するサービス業	45
映像・音声・文字情報制作業	148	設備工事業	103	印刷・同関連業	44
輸送用機械器具製造業	133	その他の事業サービス業	100	電気業	38
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	131	化学工業	96	医療業	37
飲食料品卸売業	129	物品賃貸業	95	電子部品・デバイス・電子回路製造業	37
放送業	121	宿泊業	88	農業	37
				その他の業種	436

注 太字は調査対象業種 22 業種に含まれる業種。

- 令和5年度においては、「緊急調査」において注意喚起文書を送付した4,030名及び多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が認められたため事業者名を公表した13名について、その後の価格転嫁の取組状況の確認（フォローアップ）を行う。

3. 「独占禁止法に関する相談事例集（令和4年度）」（令和5年6月30日）などを踏まえて

相談内容別件数（企業結合に関する相談を除く。）

（単位：件）

相談内容	年度	令和3年度	令和4年度
事前相談制度による相談		0	1
事業者の活動に関する相談		0	1
事業者団体の活動に関する相談		0	0
一般相談		1,855	3,017
事業者の活動に関する相談		1,782	2,879
○流通・取引慣行に関する相談 （うち優越的地位の濫用に関する相談）		1,620 (1,187)	2,631 (2,094)
○共同行為・業務提携に関する相談		77	110
○技術取引に関する相談		9	8
○共同研究開発に関する相談		7	6
○その他		69	124
事業者団体の活動に関する相談		73	138
合計		1,855	3,018



1. 独禁法上問題ないと回答したもの

相談事例5

医療関連の検査業務を営む事業者を会員とする団体が、試薬等の諸資材の高騰、給与等の待遇改善、エネルギー価格の高騰等の理由から、会員の検査業務のコストが大幅に上昇しており、**医療機関が会員の検査実施料の引上げに応じなければ、しわ寄せが会員各社に生じてしまうという業界の窮状を訴える文書**を会員の取引先である医療機関に対し、発出すること

当該文書の作成等を契機として会員事業者間に競争制限に係る暗黙の了解や共通の意思が形成されたり、それが手段・方法となって競争制限行為が行われたりしないかとの疑問

本件文書は、検査業務コストの上昇に伴う業界の窮状を訴える旨の内容にとどまっており、直ちに独禁法上問題となるものではない。

相談事例7

一般社団法人日本アルミニウム協会が、会員事業者の供給製品の原材料等に係る**市況の推移、コストや価格転嫁の状況等の調査の実施及び公表**を行うこと（令和4年12月9日公表）

事業者団体によるこのような情報活動を通じて、事業者間で価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、これら事業者の行為が独禁法第3条の規定に違反することとならないかとの疑問

日本アルミニウム協会による本件取組については、アンケート調査の結果の公表に当たり、**個々の会員事業者や個別具体的な商品の価格等の状況を明示することなく、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示す場合**には、独禁法上問題となるものではない。

（参考：事業者団体ガイドライン第2-9-5）

「事業者団体が、需要者、事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供することは、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限り、独占禁止法上問題とならない。」



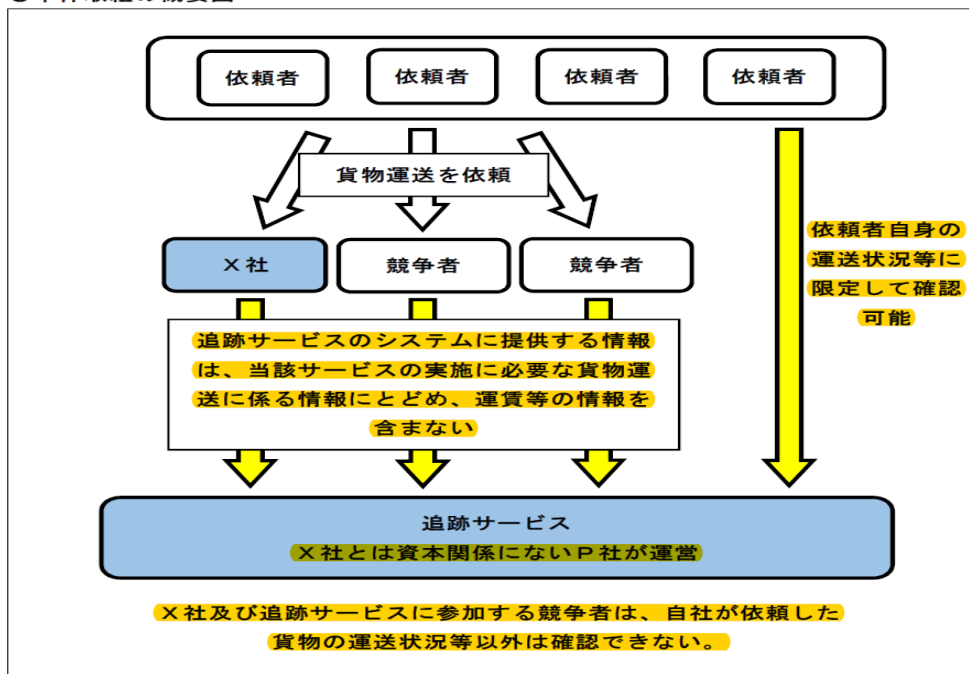
2. 予め問題回避策を講じていたことを踏まえ、 独禁法上問題ないと回答したもの

相談事例2

依頼者から請け負った貨物の運送を行う事業者が、自らが運営するシステムにおいて、自社及び競争者の貨物の運送状況等に関する情報を集約し、それぞれの依頼者が自ら依頼した貨物の運送状況等を確認できるようにする取組

- ① X社及び追跡サービスに参加する競争者間において、貨物運送に係る取引条件について共通の意思が形成されるおそれはない(不当な取引制限)
 - ② 追跡サービスに参加する競争者と依頼者との取引を不当に妨害することにつながらない
 - ③ 新規参入を妨害するものではなく、追跡サービスへの参加に必要な範囲を超えて事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引するものではない
- ことから、独占禁止法上問題となるものではない。

○本件取組の概要図

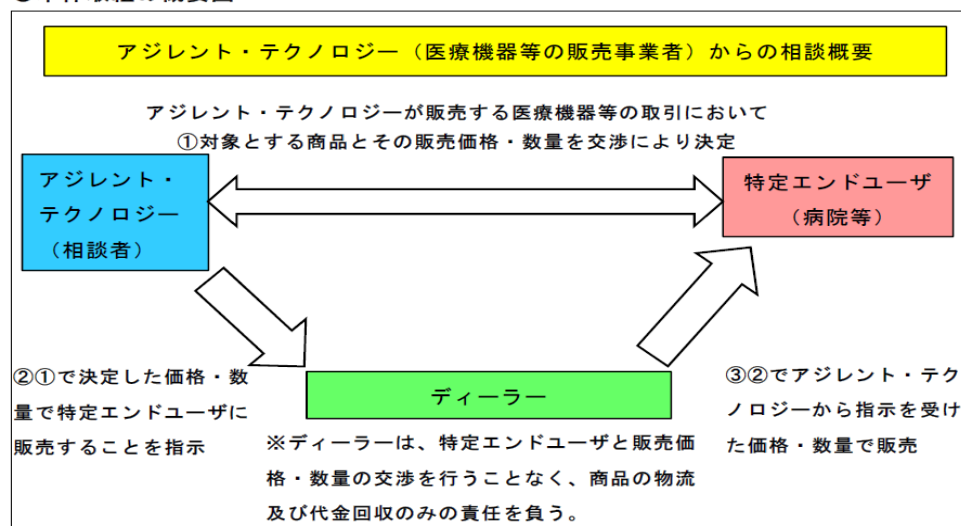


相談事例3

アジレント・テクノロジー株式会社による卸売業者への販売価格の指示が、再販売価格の拘束に当たるか(事前相談制度による相談、令和4年12月1日公表)

- ① アジレント・テクノロジーは、特定エンドユーザとの間で直接交渉を行い、対象商品とその販売価格・数量を決定し、ディーラーに対して、当該商品とその価格・数量で特定エンドユーザに販売することを指示する
- ② ディーラーは、商品の物流及び代金回収のみの責任を負うものであることから、実質的にみてアジレント・テクノロジーが特定エンドユーザへ販売していると認められ、独占禁止法上問題となるものではない。

○本件取組の概要図



3. 独禁法上問題ないとする理由として社会公共目的を掲げたもの

相談事例1

小売業者4社が、物流の2024年問題の解消に向けて、卸売業者に
対する商品の発注において、

- ① 納品期限に係る商慣習を見直し「2分の1ルール」を採用すること、
 - ② 定番商品について納品を希望する日の前日の正午までに発注する
ようにすること、
 - ③ 特売品等について発注から納品を希望する日までの期間を6営業
日以上設けること及び
 - ④ 発注に係るデータの形式を標準化された規格で行うことに取り組
むこと
- を共同で宣言する行為

対価の決定、維持、引上げ、又は数量、技術、製品、設備、
取引の相手方を制限する等の違法な共同行為に当たらない
かとの疑問

4社が行う共同宣言の内容は、

- ① 物流の2024年問題への対応という社会公共的な課題について、国が
策定したガイドラインを踏まえた取組を行うものであることから、**社会公共
的な目的等正当な目的に基づくものである**、また、当該目的において合理的
に必要とされる範囲内のものといえること
 - ② 加工食品等の購入価格や数量といった重要な競争手段を制限するも
のではないこと
- から、独占禁止法上問題となるものではない。

相談事例6

小売業者を会員とする団体が、会員の各店舗の従業員等の労働環
境改善に向けた取組を後押しするため、下記内容の行動指針を作成
すること

- ① 会員の販売業務の魅力をアピールし、地域における会員の役割の
理解を深める
- ② 社員食堂等の従業員施設の改良、感染症対策など安全衛生面の
取組の徹底
- ③ 従業員等のワークライフバランスの充実のため**営業時間の短縮、
休業日の増加等の推進**
- ④ IT技術の積極的な活用等による販売スタッフの販売業務負担軽減
と利益最大化に向けた取組の推進

社会公共的な目的又は労働問題への対処のための自主規制
の活動ではあるが、「会員の営業時間の短縮や休業日の増加を推
進させる」ことは、事業者団体の活動の内容、態様等として、会員の
営業の種類、内容、方法等の制限に当たり、競争を阻害すること
とならないかとの疑問

- ① 営業時間の短縮等は、会員の従業員等の労働環境改善に向けた取組
を後押しする**社会公共的な目的に基づく取組**であり、本件指針の内容も合
理的に必要とされる範囲内のものであること
 - ② 具体的な営業時間の短縮や休業日の増加の内容や基準を示すもので
はなく、**会員間で営業時間や休業日が統一されるものではないこと**
 - ③ 会員間で不当に差別的な内容ではなく、**会員に本件指針の遵守を強制
するものではないこと**
- から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。



行為の社会公共的な目的と競争制限効果

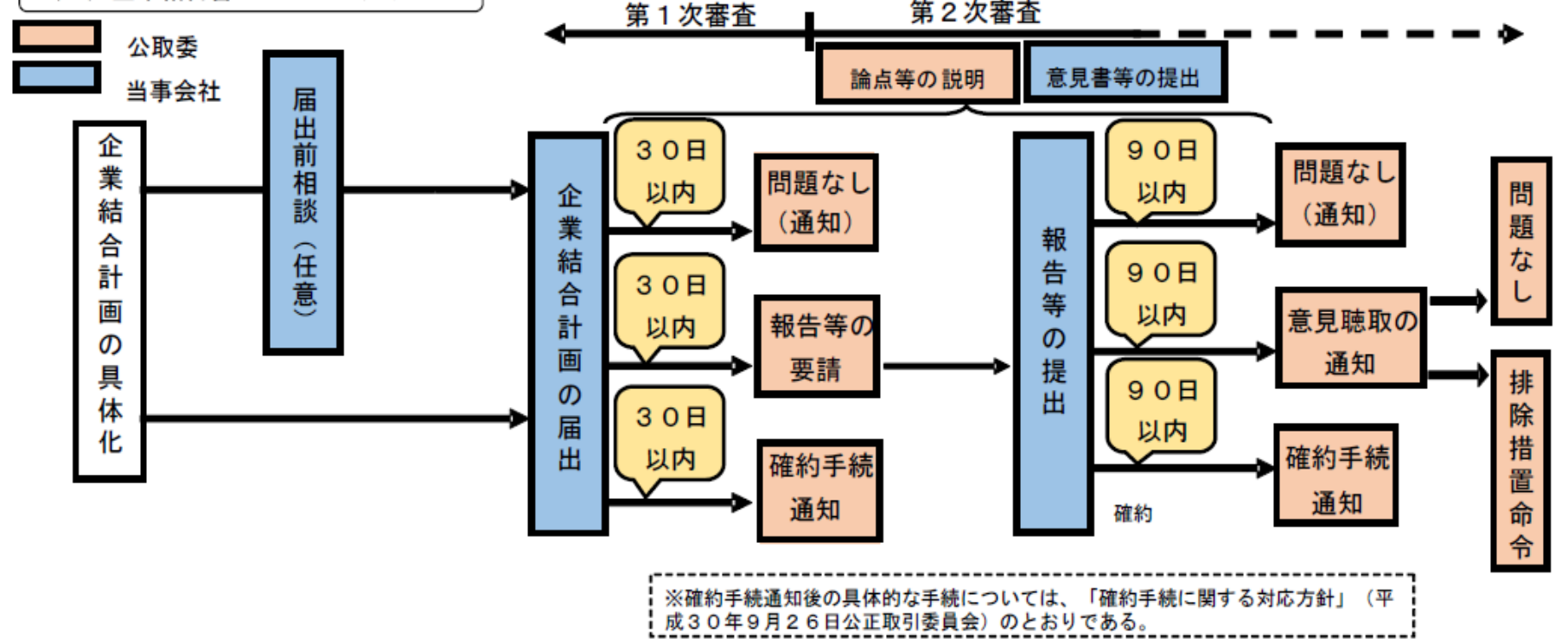
- **非ハードコアカルテル**(営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する協定・自主規制、業務提携、共同研究開発等)や**単独非価格制限行為** ➡ **ケースバイケースの判断(Rule of reason)**

- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(1995年10月30日)(抄)
 - 自主規制等の競争阻害性の有無は、①競争手段を制限し、**需要者の利益を不当に害するものではないか**、②事業者間で不当に差別的なものではないか、③**社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか**の要素を勘案しつつ、判断される。なお、利用・遵守の強制は、一般的には独禁法上問題。
 - 環境の保全、安全の確保、未成年者の保護等の**社会公共的な目的又は労働問題への対処のため合理的に必要とされる①商品又は役務の種類、品質、機能等に関する、及び②営業の種類、内容、方法、営業時間等に関する自主的な基準を設定することは**、独禁法上の問題を特段生じないものも多いが、活動の内容、態様等によっては競争を阻害することとなる場合もある。
- グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(2023年3月31日)(抄)
 - ある具体的な事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、**当該取組の目的の合理性及び手段の相当性**(より制限的でない他の代替的手段があるか等)**を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して**、当該取組の独禁法上の問題の有無について判断されることとなる。
- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針(2017年6月16日)(抄)
 - 非価格制限行為の中には、・・・個々のケースに応じて、当該行為を行う事業者の市場における地位等から、「**市場閉鎖効果**が生じる場合」や、「**価格維持効果**が生じる場合」といった公正な競争を阻害するおそれがある場合に当たるか否かが判断されるものがある。



4. 「令和4年度における企業結合関係届出 の状況」(令和5年6月28日)などを踏まえて

(1) 企業結合審査のフローチャート



〔表〕 過去5年度に受理した届出の処理状況

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
届出件数	321	310	266	337	306
第1次審査で終了したもの (うち禁止期間の短縮を行ったもの)	315 (240)	300 (217)	258 (199)	328 (248)	299 (243)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	4	9	7	8	7
第2次審査に移行したもの	2	1	1	1	0



デジタル化等に対応した企業結合審査の実施について(令和4年6月)

「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて—アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—」においてデジタル市場等における企業結合案件について、次のような取組により迅速かつ的確なエンフォースメントを推進していくことを明らかにした。

(1) 第三者からの情報・意見の募集

個別の案件について、第2次審査の開始の如何を問わず、必要に応じて、第三者から情報・意見を募集。令和4年度においては、

- ① グーグル・エルエルシー及びマンディアント・インクの統合
 - ② マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合
- について、第三者からの情報・意見の募集(令和4年6月16日から7月15日)

(2) 内部文書の活用

デジタル市場等における企業結合案件の審査を迅速かつ的確に実施するため、当事会社等の内部文書を活用する方針。必要に応じて、独禁法第40条又は47条の権限を行使。令和4年度においては、

- ① 日清製粉(株)による熊本製粉(株)の株式取得
 - ② マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合
- について、当事会社グループに対し提出を求めた取締役会議事録等の内部文書を精査し、審査を行った。

(3) 経済分析の活用

令和4年4月に設置された経済分析室が中心となって実施する、より洗練された経済分析を活用して、競争への影響や措置の有効性等を把握することとしている。

令和4年度においては、

- ① 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け
 - ② マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合
- について、経済分析を行った。



「令和4年度における主要な企業結合事例」の掲載事例一覧

事例番号	事例の名称	水平	垂直	混合	問題解消措置	経済分析	海外当局との情報交換
1	日清製粉(株)による熊本製粉(株)の株式取得（小麦粉）	○	—	—	—	—	—
2	(株)リケンによるJFE継手(株)の株式取得（可鍛継手）	○	—	—	—	—	—
3	(株)リケンと日本ピストンリング(株)による共同株式移転（ピストンリング）	○	—	—	—	—	—
4	古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け（円筒形ニカド素電池等）	○	○	—	—	○	—
5	ペガサス・ホールディングス・スリー・エルエルシーによるテネコ・インクの株式取得（自動車の排気処理装置）	—	○	—	—	—	—
6	今治造船(株)及び日立造船(株)による大型船用エンジン事業に係る共同出資会社の設立（船舶用エンジン）	—	○	—	○	—	—
7	マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合（ゲームコンソール向けゲーム等） （令和5年3月28日公表）	○	○	○	—	○	○
8	(株)横浜銀行による(株)神奈川銀行の株式取得（中小企業向け事業性貸出し）	○	—	—	—	—	—
9	(株)三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友カード(株)によるCCC MKホールディングス(株)の株式取得（共通ポイント）	○	—	○	—	—	—

（注）「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。
「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。
「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。
網掛けは、個別案件として公表した案件。



事例4 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け



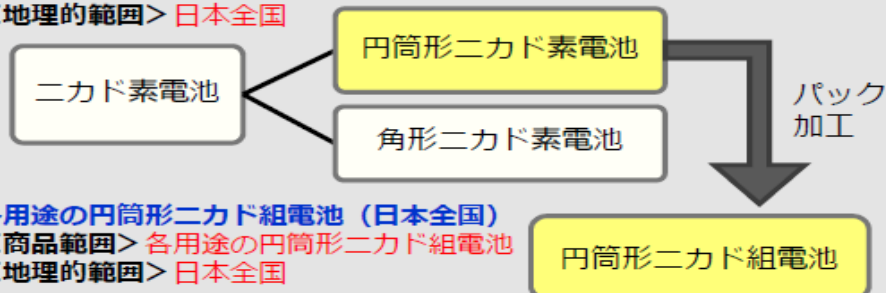
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

1 一定の取引分野

円筒形ニカド素電池（日本全国）

＜商品範囲＞ 円筒形ニカド素電池

＜地理的範囲＞ 日本全国



各用途の円筒形ニカド組電池（日本全国）

＜商品範囲＞ 各用途の円筒形ニカド組電池

＜地理的範囲＞ 日本全国

各用途：

「非常用放送設備用」円筒形ニカド組電池 及び
「防火シャッター（連動中継器）用」円筒形ニカド組電池で競合

2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

- ① 円筒形ニカド素電池
- ② 非常用放送設備用の円筒形ニカド組電池
- ③ 防火シャッター（連動中継器）用の円筒形ニカド組電池

3 市場いずれも、
2社→1社（100%・1位）となる
水平型セーフハーバー非該当

3 競争の実質的制限

競争者からの競争圧力	輸入	参入	隣接市場（間接的なものも含む）からの競争圧力	需要者からの競争圧力
×	×	×	○	×

競争を実質的に制限することとはならないと判断

・円筒形ニカド組電池からニッケル水素電池等への切替えの動きがあり隣接市場又は間接的な隣接市場（ニッケル水素電池等）からの競争圧力が認められること、当事会社グループ間の競合の程度が限定的であることを考慮

4 本件の特徴

- ✓ 当事会社グループ間の競争の程度の評価に当たって、経済分析を実施。
- ✓ 間接的な隣接市場からの競争圧力等を評価し、問題解消措置を付さずに問題なしと判断。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー(独占禁止法プラクティスグループ)
南部 利之

〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
電 話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081



当事務所における 近時の対応案件/中心に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査

- 景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応等。2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副部長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副部長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラントエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

1998年4月～2005年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不公正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

1982年4月公正取引委員会事務局入局／2019年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局総局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～04年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

カウンセラー



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不公正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々対応している。

アソシエイト



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経歴があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橘川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。